



しあわせへの道

令和6年12月発行 第125号
熊取町・熊取町教育委員会・熊取町人権協会



12月4日～10日は 人権週間です

国連では、昭和23年（1948年）12月10日に世界人権宣言が採択されたことを記念し、この日を「人権デー」と定めています。この人権デーを含む12月4日から10日の1週間を「人権週間」としています。

現在においてもなお、女性蔑視や、子どもへの虐待、インターネットでの誹謗中傷やいじめ、企業におけるハラスメントなど、あらゆる「人権」が脅かされています。

この人権週間を機会に、今一度お互いの人権を尊重し合っているかどうか考えてみませんか。



pick up

特設人権相談窓口を開設します



日時 12月12日(木) 午後1時～3時(1人50分まで)

場所 熊取町役場東館2階相談室

相談員 人権擁護委員

《匿名でも受付しています》

※電話相談可

予約優先

無料相談

人権・女性活躍推進課 ☎072-452-1004

※ お気軽にご相談ください

■ 町の人権相談窓口

人権相談(困難な問題を抱える女性
相談含む・電話相談可)

日時: 毎月第1～4木曜日 午後1時～3時
(1人50分まで)(祝日・年末年始は除く)

場所: 熊取町役場東館2階相談室

※第1木曜日は女性限定の相談日です

※第1・3・4木曜日は女性相談員による相談です

※第2木曜日は人権擁護委員による相談です

予約優先 《匿名でも受付しています》

人権・女性活躍推進課

☎072-452-1004(直通)



■ 大阪法務局の人権相談(手紙・電話相談可)

月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

①常設相談所(大阪法務局岸和田支局)

☎072-438-6501

②みんなの人権110番(全国共通)

☎0570-003-110

③こどもの人権110番(全国共通・通話料無料)

☎0120-007-110

④女性の人権ホットライン(全国共通)

☎0570-070-810

他にも、インターネット人権相談窓口があります。

法務省インターネット人権相談受付窓口ページはこちら →





昨年の展示のようす

人権ポスター展を開催

11月30日(土)から12月25日(水)まで、図書館において町立小中学校の児童生徒が描いた人権に関するポスターを展示しています

性的マイノリティに関する 偏見や差別をなくしましょう

性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々があります。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。このような差別や偏見を解消するため、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・施行されました。この法律の第3条には、「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される。性的指向およびジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない。」と基本理念が示されています。

私たちは、性的マイノリティを含むあらゆる人権課題について理解、認識し、さまざまな方の個性を尊重する寛容な社会の実現にむけて学んでいくことが大切です。

北朝鮮当局による 人権侵害問題に対する認識を 深めましょう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年(2006年)に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

人権擁護委員からのひと言

「幸せな言葉」

毎 日の生活の中で使う言葉「おはよう」、「こんにちは」、「いってらっしゃい」など笑顔で交わすあいさつや、「ありがとう」、「お疲れさま」、「だいじょうぶ？」などの一言が人を幸せや元気にしてくれることが日々たくさんあります。

しかし、こうした声がけとは反対に、ニュースなどでもよく目にする、言葉による虐待やいじめなどの悲惨な事件、SNSでの誹謗中傷などの言葉はどれも心が痛くなるものばかりです。

言葉による暴力とは、怒鳴ったり、侮辱したり、相手の存在を否定したりする言葉のことで、相手の脳に大きなダメージを与え、相手を心理的に追い込みます。

相手の気持ちを考えずに発した言葉や文字としての書き込み・・・自分にとっては何でもない一言でも、相手にとっては心の傷として一生記憶に残ることも必然的にあると思います。

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている人間として幸せに生きていく権利です。その権利が守られるためには、「自分を大切にすること」、そして、「相手を大切にすること」が必要です。知らず知らずのうちに他人の人権を侵害することにならないように、相手の立場に立って考え、人を幸せや元気にできる言葉をたくさん使えるといいですね。

(人権擁護委員 中 順子)